

付替道水路について

1. 審議理由

付替道水路は、高速道路の建設により既存の道路・水路が利用できなくなることに伴い、新たに設けられる道路・水路である。土地の交換を伴う場合と、付替道水路の土地を移管し旧道水路の土地を無償使用する場合がある。

付替道水路の性格としては、

費用処理すべきか、構築物や土地の付随費用とすべきか、そのものを資産計上するのか

付替道水路について土地部分と構築物部分に分けて考えるのか

何の付随費用と考えるのか

という点を考える必要がある。

付替道水路については、次のような論点がある。

法定道水路(交換の場合)における「土地交換に関する契約」を会計上、等価交換と整理できるか

法定外道水路(移管の場合)の敷地移管を会計上、寄附と整理できるか

付替道水路の構築物移管が補償としてどのような性格をもち、会計上はどのように反映させるか

各公団で処理方法が異なっている。

(各公団の処理方法については、4.参照)

2. 会計処理案

敷地の扱い

付替道水路の敷地については、交換(法定道水路の場合)又は寄附(法定外道水路の場合)により、地方公共団体等の所有となったものであり、新組織の資産には計上しない。

なお、旧道水路の敷地については、現に公団が所有しているものについて、鑑定評価を行うこととする。法定外道水路については無償使用している実態はあるが、それを資産として評価することはしない。

付替道水路の構築物(償却資産)の扱い

構築物(本線)の建設に伴う付随費用として構築物(本線)の原価に算入する。

3. 会計処理案を採用する理由

敷地の扱い

法定道水路の交換の場合、「土地交換に関する契約」が締結されており、少なくとも当事者の意思においては経済等価性があり、等価交換と考えられる。

すでに譲渡してしまい所有権のない土地と公団が取得した旧付替道水路の土地をそれぞれ鑑定評価し、交換が等価であるかどうかを検証することは、仮にそれが理論的に正しいとした場合であっても、過大にコストもかかり合理的ではない。

法定外道水路は、従来、国有財産として扱われ、市町村の所有ではないのだから、付替道水路の敷地を市町村に移管する必然性はない。市町村に対しては旧道水路の機能を構築物によって補償すれば足り、敷地の移管は会計上も寄附に当たると考えられる。

法定外道水路の場合において、仮に付替道水路の敷地代を補償費の一部として道路構築物の取得原価に算入するという考え方をとったとしても、既に譲渡してしまい所有権のない土地を鑑定評価することは過大にコストもかかり合理的ではない。

付替道水路の構築物(償却資産)の扱い

付替道水路の構築物は補償費の性格を持つが、旧道水路の機能の補償に主眼があり、財産価値の補償に主眼のある一般の家屋移転補償費等とは異なる。また、本体工事とほぼ同時に付帯工事として施工され、移管契約は付替道水路の完成後に行われるなど、土地取得との直接性は薄い。

4. 会計処理案による場合の影響

敷地の扱い

交換の場合

会計処理案に沿うと、会計帳簿には、旧道水路の土地が資産計上され、付替道水路の土地は資産計上しない。計上額は、旧道水路の評価額となる。また、各公団において、今後は、期首開始B / Sにおける土地については、鑑定評価手法により評価するので、道路本線上にある旧道水路の土地を評価すれば足りる。よって、評価手法に影響はない。

(注)H14 民間企業並財務諸表においては、道路公団については、付替道水路の簿価の把握ができなかったため、旧道水路の土地を取得原価として処理しており、首都公団・阪神公団・本四公団については、付替道水路の土地の取得原価を旧道水路の取得原価として処理していた。

無償使用の場合

	H14 民間企業並財務諸表における会計処理	会計処理案	会計処理案による場合の影響
道路公団	付替道水路は費用処理し、旧道水路は土地の取得原価に算入しない	付替道水路は費用処理し、旧道水路は土地の取得原価に算入しない	なし
首都公団	(該当なし)		なし
阪神公団	付替道水路の取得原価は道路構築物の取得原価に算入し、旧道水路は土地の取得原価に算入しない		あり
本四公団	付替道水路は費用処理し、旧道水路は土地の取得原価に算入しない		なし

付替道水路の構築物の扱い

交換の場合

	H14 民間企業並財務諸表における会計処理	会計処理案	会計処理案によった場合の影響
道路公団	構築物(本線)の取得原価に算入	構築物(本線)の取得原価に算入	なし
首都公団	構築物(本線)の取得原価に算入		なし
阪神公団	構築物(本線)の取得原価に算入		なし
本四公団	原価に算入しない		あり

無償使用の場合

	H14 民間企業並財務諸表における会計処理	会計処理案	会計処理案によった場合の影響
道路公団	構築物(本線)の取得原価に算入	構築物(本線)の取得原価に算入	なし
首都公団	(該当なし)		なし
阪神公団	構築物(本線)の取得原価に算入		なし
本四公団	原価に算入しない		あり

関連街路分担金について

1 . 審議理由

関連街路分担金は、高速道路を高架又は地下に整備する際に、既存道路の拡幅に要する費用の一部を負担するものである。

当該費用負担は補償費としての性格を持つのか、原価算入先は土地かあるいは構築物かという論点がある。

2 . 会計処理案

構築物の取得原価に含める。

3 . 会計処理案を採用する理由

高速道路を高架又は地下に整備する際の、既存道路拡幅のための分担金であり、拡幅をしないと既存道路をふさぐことになるので補償費としての性格がある。この場合には高速道路では土地の取得がないため、漁業補償と同様に、構築物に含めることが妥当と考えられる。

4 . 会計処理案によった場合の影響

これまで構築物の原価に算入しているため、影響はない。